

各部課等の長 様

下松市長 國 井 益 雄

平成30年度予算編成に関する基本方針

わが国の経済の先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあり、月例経済報告では緩やかに回復していくことが期待されております。しかし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響、また、北朝鮮の核実験や弾道ミサイル問題などをはじめ世界情勢の影響も懸念されるところであります。

国においては、東日本大震災からの復興・創生及び平成28年熊本地震からの復旧・復興に向けて取り組むとともに、デフレからの確実な脱却、経済再生と財政健全化の双方の同時実現、人づくり革命や働き方改革などの検討を図り、経済の好循環の更なる拡大を実現するとしております。

地方財政では、急激な人口減少と少子高齢化が進む中、持続可能な地方財政基盤の構築や財政の健全化に努め、安定的な行政サービスを提供しつつ、地域を担う個人や団体と連携・協働し、自らの責任と判断で未来を切り開いていかなければなりません。

本市では、基本姿勢である「自主・自立のまちづくりの市政運営」と「身の丈に合った健全財政」を引き続き堅持するとともに、限りある財源を最大限に有効活用し、「後期基本計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目指すべき将来都市像の実現に向けた政策を、計画的かつ効果的に進めてまいります。

本年度も「安全・安心対策」を最重点政策として掲げ、ハード・ソフト両面から諸施策を進めるとともに、子育て世代への支援の充実を含め、全ての世代に渡って「住みよさ」を実感できるまちづくりに努めます。

また、観光振興の基盤づくりを図り、「人々を引き付ける魅力あるまちづくり」の創生に向けて、市民協働で進めてまいりたいと考えております。

予算編成においては、前例主義や既成概念にとらわれることなく、事業の効果や必要性、優先度等を見極め、行政コストの低減や財源の捻出を図り、多様な行政ニーズに的確に対応した効率的・効果的な予算編成となるよう期待しております。

また、中長期的な公共施設等の適正管理、最適配置について検討し、計画性を持って予算編成に臨まれるようお願いいたします。

1 歳入・歳出予算の編成に関する事項

(1) 当初予算全体の考え方

平成30年度の予算編成については、別添、枠配分表を基本に予算編成を行うこととする。職員人件費、実施計画に基づく投資的経費及び単年度施設改修などの特殊要因を除くものを枠配分対象とするため、原則として枠配分内での予算編成となるよう努めること。

実施計画に基づく投資的経費及び単年度施設改修以外の要求書については、提出の必要がないこと。(枠配分内に収まらない場合は、要求書が必要となること。)

特別な事情がある場合は、別途ヒアリングによる対応となるので申し出ること。

各部課等においては、事業の効果や必要性、優先度等を見極め、「選択と集中」の視点で事業を厳選し、効率的・効果的な予算編成となるよう心掛けること。

また、コスト意識を念頭に、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを心掛けること。

(2) 歳入予算

歳入については、今後の社会経済動向や制度改正の見通しなどに十分注視し、財源を的確に把握しつつ、適切かつ厳正に収入確保に努めること。

・市税については、課税客体的な把握に努めるとともに、自立した財政運営の確立と負担の公平性の観点から、収納率向上や滞納額の縮減に努めること。市税以外の未収・滞納金についても同様であること。

・地方譲与税、地方交付税、地方消費税交付金等の交付金については、国の地方財政計画及び制度改正等を十分勘案の上、積算すること。

・分担金及び負担金については、受益者負担の観点から、適正な負担の確保を図ること。

・使用料及び手数料については、受益者負担の観点から、適正な負担の確保を図ること。

・広告料収入など、新たな収入の確保についても積極的に検討すること。

・国・県支出金については、国や県の予算情報の収集に努め、動向についての的確に把握したうえで、適切な対応を図ること。

また、国・県支出金が、整理合理化された場合は、原則として配分された一般財源の範囲内で対応すること。よって、予定された国・県支出金が不交付などの措置がとられた場合は、事業の見直しや廃止を検討すること。

・従来、一般財源で対応していた事務事業についても、活用できる補助制度の有無を十分検討し、国・県の補助制度を有効に活用すること。

・財産については現状を的確に把握し、土地等の未利用財産について貸付や売却処分により、有効活用を図り、収入の確保に努めること。

・市債については、後年度の財政負担を考慮するとともに、適債事業を選択すること。

(3) 歳出予算

・各事業の枠配分については、平成23年度枠配分を基本に枠配分表を調整・設定しているが、安易に全額充当することなく、各部課等において事務事業の必要性を評価した上で、ゼロベース

からの積み上げを基本に予算編成を行うこと。

・枠配分外については、概ね、前年度限りのもの（事業終了含む）、扶助費、一部事務組合及び繰出金など特殊要因としているので、事業の計画性など考慮した上で、過度な要求とならないよう各課等で精査すること。

・行財政改革の一環として、行政サービス体制（職員の配置等）の見直しも必至であるため、各部（局）内において、組織の見直しや事務の簡素化について積極的に取り組むこと。

・事業効果の薄れた事務事業は従来の制度や慣行等にとらわれることなく、積極的に廃止を検討すること。

・従来からの関係諸団体等への補助金や交付金等については、奨励的補助金カルテに基づきヒアリングを行うこととする。（6部提出）

・投資的経費については、原則として実施計画に基づくものを計上すること。実施計画採択事業であっても、その予算化に際しては、事業の必要性・緊急性など内容を精査した上で要求を行うこと。また、実施計画に計上していない単年度施設改修、修繕等については、別途要求すること。

・新規制度への対応については、適切な準備を進めること。

・防災対策について、大型化する災害に備えるため、必要な取組みを検討し、要求を行うこと。

※平成30年度より「建築基準法第12条に基づく定期報告」について3年ごとに報告が必要となるため、計上漏れが無いよう各課で要求すること。

（4）特別会計

特別会計については、一般会計と同様に歳入においては適正な収入確保に努めるとともに、歳出においても事業見込み等を的確に把握し、計画に基づいた繰出金となるよう見積ること。

特に、医療・介護等にかかる特別会計については、給付費の適正化に向け、予防的視野に立ち、市民の健康維持増進に努める施策の推進に努めること。

（5）出資団体

市の出資団体については、事業内容、経営状況等多様な視点から検証し、健全な経営が図れるよう適切な指導監督を行うこと。